

本学に対する寄付金の優遇税制について

寄付金額を当該事業年度の損金に算入することができます。寄付の種類には、「特定公益増進法人に対する寄付」及び「受配者指定寄付」の2種類があります。

1. 特定公益増進法人に対する寄付

特定公益増進法人に対する寄付金は、一般寄付金とは別枠で、下記の限度額まで当該事業年度の損金として算入できます。

◆特別損金算入限度額

$$1) \text{ 資本基準額} = \text{資本金額 (期末資本金額 + 期末資本積立額)} \times \text{事業年度月数} \\ \div 12 \text{ヶ月} \times 3.75/1000$$

$$2) \text{ 所得基準額} = \text{当期所得金額} \times 6.25/100$$

3) 上記 1) 及び 2) より

$$(\text{資本基準額} + \text{所得基準額}) \times 1/2 = \text{特別損金算入限度額}$$

◆控除を受けるための手続き

下記の書類は法人税の確定申告の際に添付してください。

- ①国際医療福祉大学が発行した寄付金領収書
- ②特定公益増進法人証明書（写）

なお、寄付金領収書は再発行できませんので、大切に保管してください。

2. 受配者指定寄付

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）を通じて、寄付者が指定した学校法人に寄付していただく制度です。寄付した金額の全額を当該事業年度の損金に算入することができます。損金算入処理には事業団への手続きと事業団発行の「寄付金受領書」が必要となりますが、事業団への諸手続は本学で行います。

受配者指定寄付をご希望される場合は、お問い合わせ窓口にご相談ください。

優遇税制についてのお問い合わせ窓口

国際医療福祉大学 東京事務所 研究協力センター 基金担当
〒107-8402 東京都港区赤坂 4-1-26（東京赤坂キャンパス内）
Tel 03-5574-3811 email:iuhw-kikin@iuhw.ac.jp